

奈良県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十七条第一項の規定により道路管理者である奈良県に代わってその権限を行う国土交通省近畿地方整備局長は、同法第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和元年九月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六八号
- 三 道路の区域

区間		区域変更の前後別		敷地の幅員メートル		延長メートル		備考	
吉野郡十津川村大字平谷四番三先から 吉野郡十津川村大字平谷二九三番四先まで		前	後	七・〇 ） 五二・四	七・〇 ） 五二・四	一七六・〇	一七六・〇	国道四二五号 重用	国道四二五号 重用